

平成 29 年 2 月 1 日

平成 29 年度蒲郡市観光協会修学旅行等誘致促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 この要綱は、蒲郡市に積極的な修学旅行客などの誘致を行なうため、修学旅行等に要した経費の一部を助成することにより、市内の観光振興の推進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象学校)

第 2 補助対象となる学校は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校及び養護学校とする。

(補助対象者)

第 3 補助対象者は、学校行事として行われる修学旅行及び臨海学習において、蒲郡市観光協会の会員である蒲郡市内のホテル・旅館等に、1泊以上宿泊する児童または生徒及び引率教員とする。

(対象期間)

第 4 対象期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日とする (宿泊日ベース)。

(補助金の額)

第 5 児童または生徒及び引率教員 1 人につき、1,000 円とする。

(1校につき、20 万円までを限度とする。)

ただし、各年度の予算内で打ち切りとする。

平成 29 年度の予算は、4 月 1 日以降に確定予定ですが、国内修学旅行・教育旅行インバウンド・MICE を合計し概ね 400 万円程度の予定です。必ず事前に予算残額を確認をしてください。

(交付申請)

第 6 補助金の交付を受けようとする団体は、蒲郡市観光協会修学旅行等誘致促進事業補助金交付申請書(第 1 号様式・以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、蒲郡市観光協会長に**出発日の 90 日前までに**提出しなければならない。なお、申請は、学校長の氏名とし、学校単位で行うものとする。

(1)修学旅行日程表・資料

(2)宿泊者名簿

(3)その他蒲郡市観光協会長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7 蒲郡市観光協会長は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助事業の内容が適正か、また、金額の算定に誤りがないか等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付の決定をするものとする。

(申請内容の変更及び中止)

第8 第5の規定により、交付申請書を提出した団体（以下「補助事業団体」という。）で次の事項に該当する場合は、速やかに変更申請書等を蒲郡市観光協会長に提出しなければならない。

(1) 申請書の内容に変更を生じた場合

－蒲郡市観光協会修学旅行等誘致促進事業補助金変更申請書（第2号様式）

(2) 申請書の計画を中止する場合

－蒲郡市観光協会修学旅行等誘致促進事業補助金中止申請書（第3号様式）

(実績報告)

第9 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、蒲郡市観光協会修学旅行等誘致促進事業補助金実績報告書（第4号様式）に宿泊証明書（宿泊先が発行する明細付領収書の写し）を添えて、蒲郡市観光協会長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第10 蒲郡市観光協会長は、第8の規定により実績報告を受けた時は、実績報告書の審査及び必要に応じて行なう実地調査等により、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業団体に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11 補助金の交付は、第9の規定により金額の確定後にこれを行なうものとする。

交付方法は、学校名の金融機関口座に対してのみ、振込で実施する。

附則

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

※ この改定された助成金制度は平成25年4月1日以降施行する。

※ この改定された助成金制度は平成27年4月1日以降施行する。

※ この改定された助成金制度は平成28年4月1日以降施行する。

※ この改定された助成金制度は平成29年4月1日以降施行する。